

# 2017 年度シニア（50 歳以上）サッカーリーグ運営要項

第 1 条 この運営要綱は平成 29 年度（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会のリーグ運営について定めたものである。

第 2 条 リーグを運営するためにリーグ運営委員会を設け、次の担当者を設ける。

1. リーグ運営責任者（シニア委員長）
2. チーム運営委員（各チームより 1 名選出する。）

第 3 条 業務分担

リーグ運営委員会は、リーグ戦実施に係る取りまとめ、試合結果のとりまとめ、記録の作成・報告及びリーグ運営要綱の改正等の業務を円滑且つ適切に処理するために、各担当者の役割・責任等を定めリーグ運営を実施する。

第 4 条 会 議

1. リーグ運営委員会の開催は、リーグ運営責任者が招集する。
2. リーグ運営委員会の運営、決定事項に対し意義がある場合は、シニア委員会に審議を要請することができる。この場合、シニア委員会の決定事項に従わなければならない。

第 5 条 参加チームと参加資格

1. 参加チームは（公財）日本サッカー協会にシニア登録した茨城県のチームにより構成する。
2. 選手は、前項のチームに所属し、次の参加資格を有することとする。
3. リーグの構成及び参加資格は、次のとおりとする。

リーグの構成及び参加資格

リーグ編成	参加資格
0-50 リーグ	1968 年（昭和 43 年）4 月 1 日以前生まれの 2017 年度（公財）日本サッカー協会への選手登録が完了しているものに限る。

第 6 条 新規加盟

リーグ戦の参加はリーグ戦開始からとし、年度途中からの参加は認めない。

第 7 条 組み合わせ及び日程

1. 組み合わせは、リーグ戦の始まる前月を目途に決定する。
2. リーグ日程は、原則 4 月から 10 月中旬迄に全日程を終了させる。

第 8 条 リーグ戦方式

リーグ戦の方式については、次のとおりとする。

#### 1. 0-50 リーグ

- ・ 前期、後期総当り 1 回戦を行う。
- ・ 試合時間は 50 分（25 分ハーフ）、ハーフタイムのインターバルは 5 分とする。
- ・ 自由な交替を適用する。（一度退いた競技者も再び出場ができ、何回でも交代可能とする。）但し、予めシニア委員会に提出し認められた、2017 第 8 回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙に記載されている選手とする。

第 9 条 試合結果は勝ち点制とし、次のとおりとする。

- ・ 勝利チーム：3 点
- ・ 引き分け：1 点
- ・ 敗戦チーム：0 点

なお、チームが棄権した場合は、0-6 で敗戦処理するものとする。

第 10 条 試合球

1. 試合球は（公財）茨城県サッカー協会シニア委員会で準備する。
2. 0-40 の試合球は（公財）日本サッカー協会競技規則に準拠した、5 号球とする。
3. 0-50 の試合球は（公財）日本サッカー協会競技規則に準拠した、軽量級 5 号球（重量約 400g）とする。

第 11 条 眼鏡

プラスチックあるいは類似の素材でできた最近のスポーツメガネ以外は使用できない。

第 12 条 メンバー提出用紙及び選手証の提出

1. 試合開始 30 分前に 2017 第 8 回茨城県シニアリーグメンバー表兼登録用紙 3 部及び選手証をリーグ運営本部員に提出する。
2. 選手証を持参していない選手の試合出場はできない。

第 13 条 懲罰

1. 退場を命じられた選手は、次の 1 試合を出場停止とする。それ以降の処置については、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で決定する。
2. 未登録選手及び他チームの登録選手を試合起用した場合は、シニア委員会規律・フェアプレー委員会で処分を決定する。
3. 累積警告が 3 回となった選手は、次の 1 試合に出場できない。

第 14 条 順位の設定

リーグ戦の結果により、勝ち点の多い順番に順位をつける。ただし、勝ち点と同じ場合は次の順序に従い決定する。

- 1) 当該チーム対戦成績で勝利したチームが上位
- 2) ゴールディファレンス（総得点－総失点）が多いチーム
- 3) 全試合の総得点
- 4) 前項によりなお同一はシニア委員会で抽選により決定する。

## 第 15 条 義務

リーグ戦の結果により、各リーグ戦の優勝チームは関東シニアサッカー選手権大会に出場する義務を負う。

## 第 16 条 表彰

1. リーグ戦の成績に基づき（財）茨城県サッカー協会シニア委員会より次の表彰を行う。

・ 1 位チーム	賞状及び盾
・ 2 位チーム	賞状
・ 3 位チーム	賞状
2. 優秀選手  
リーグ戦の 1 位チームの中で最も活躍した選手 1 名には、（財）茨城県サッカー協会シニア委員会より賞状、盾を授与する。
3. 得点王  
各リーグ戦において最も得点した選手に、賞状、メダルを授与する。

## 第 17 条 罰 則

1. 以下の事項に該当する行為が発生した場合は、リーグ運営委員会は、処分を決定する。
  - 1) 試合の棄権
  - 2) チーム審判員の不履行及び遅刻

## 第 18 条 チーム運営委員

1. チーム運営委員は試合中、次の事項を行なう。
  - ・ 試合結果及び警告を受けた選手名、退場選手名及びそれぞれの理由、得点者を別途定める「試合記録用紙」に記録する。
  - ・ ゴミ等の処分が適切に終了していることを確認する。

## 第 19 条 補 則

1. 審判員の養成  
チーム内には最低 3 名以上の有資格審判員を有すること。また、リーグ戦における審判のトラブルを出来る限り少なくするため、チームにおける有資格審判員の育成を積極的に行うこと。
2. GK の不測の交替時の対応（ユニフォームの取り扱いについて）  
GK が反則退場又は負傷退場した場合で、登録された選手に GK がいない場合、登録の選手に限り GK としてプレーすることが出来る。この場合、それまでの GK のユニフォームを使用することが出来る。
3. トラブル及び運営面での疑問点  
リーグ戦でのトラブル及び運営面での疑問点等が生じたときは、リーグ運営責任者へ問い合わせをすること。
4. 試合の棄権について  
棄権試合を繰り返したチームは、次年度のリーグ戦の参加を自粛させることがある。

(付 則)

1. この要項は、平成 29 年 4 月 9 日より施行する。